

堺市重度障害者福祉タクシー利用料金助成について

堺市では、重度障害者（児）の方の社会参加を促進するためにタクシー料金を助成しています。
詳しくは、次の内容をご確認下さい。

1. 助成内容について

助成金額	一般タクシー	1乗車あたり 500円
	福祉タクシー	1乗車あたり 1,000円
交付枚数	1年間で最大 26枚 （申請の時期により枚数が変わります。）	

令和8年度分のチケットは、継続申請は不要です

継続申請は、複数年に1度に変更しました。申請が必要となる際にはチケットにご案内を同封します。

【ご利用いただけるタクシーについて】

※本利用券は、堺市と協定を締結している事業者が運行するタクシーのみ使用できます。ご利用いただける事業者については、同封しております事業者一覧をご確認下さい。

※福祉タクシーとは、福祉自動車を使用して行う運送や障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けた事業者が行うタクシー運送です。

※当制度においては、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーは「福祉タクシー」に含みません。

ご利用にあたっての注意事項

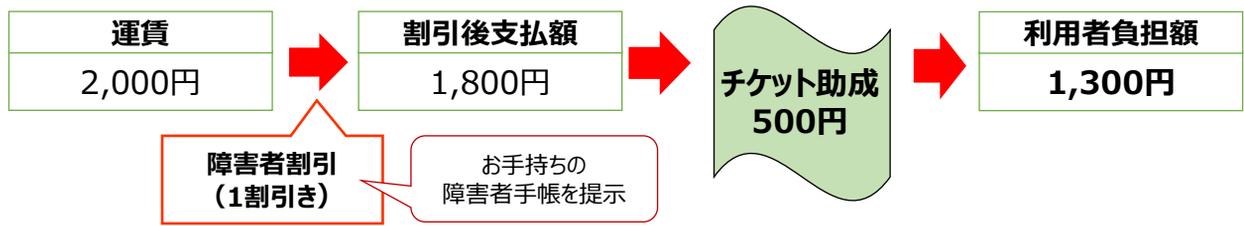
- ・一般タクシーに乗車する場合
利用券は、障害者割引適用後の料金から500円を助成するものです（金券ではありません）。
※**支払額が500円に満たない場合は使用できません。**
 - ・福祉タクシー（リフト等を搭載したタクシー）に乗車する場合
利用券は、障害者割引適用後の料金から1,000円を助成するものです（金券ではありません）。
※**支払額が1,000円に満たない場合は使用できません。**
 - ・1回の乗車につき1枚しか使用できません。
 - ・利用券に記載されている利用者以外は使用できません。
 - ・利用券の『利用者氏名』欄に必ず先に氏名を記載していただき、タクシー乗車の際はこの利用券を切り離して乗務員にお渡しください。
 - ・利用券を使用する時は、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を携行し、乗務員等へ提示ください。
 - ・利用券の再発行はできませんので、大切に保持してください。
 - ・転出した時、障害程度に変更があった時、死亡された時、そのほかの理由で使用しなくなった時は、お住いの区役所に届け出てください。
 - ・利用券の不正な使用があった場合は利用券および助成額を返還していただきます。
- 今後の事業全体の存続にも影響いたしますので、適切な利用をお願いいたします。**



具体的な使用例は裏面に！

2. 具体的な使用例について

例1・一般タクシーを利用し、運賃が2,000円だった場合



例2・福祉タクシーを利用し、運賃が3,000円だった場合 (※迎車回送料金がスリップ制※)



例3・福祉タクシーを利用し、運賃が3,000円だった場合 (※迎車回送料金が固定料金制※)



※各事業者の料金設定については、事業者に直接確認してください。

使用できない例・一般タクシーを利用し、運賃が500円だった場合



3. 継続申請について

- すでに交付を受けている方の継続申請について、今年度から継続申請書の毎年の提出は不要となりました。ただし、必要な方へ継続的にサービスを提供するため、今後も数年に一度は継続申請書の提出をして頂く必要があります。
- 次回の継続申請の時期は、その前年度のチケットをお渡しする際にご案内を同封します。ご確認とご協力をいただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)
堺市健康福祉局 障害支援課 在宅福祉サービス係
電話：072-228-7411 FAX:072-228-8918
メールアドレス：shoen@city.sakai.lg.jp

堺市ホームページもご覧ください



左の二次元コードから、
もしくは『堺市 重度障害者
福祉タクシー』で検索してくだ
さい